

○安来市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

平成16年10月1日

告示第94号

改正 平成27年1月20日告示第3号

平成29年9月29日告示第146号

令和2年6月1日告示第98号の2

令和3年7月29日告示第140号

令和4年1月24日告示第8号

令和5年3月24日告示第37号

令和7年2月21日告示第27号

(目的)

第1条 市は、危険住宅の移転を促進し、もって住民の生命の安全を確保することを目的として、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「交付要綱」という。）及び関係通知に基づき、危険住宅の移転を行う者（以下「移転者」という。）に対して、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、交付要綱に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 危険住宅 がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）又はこれらの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、市長が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に基づき島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下「県条例」という。）第2条の規定により指定された災害危険区域

イ 建築基準法第40条の規定に基づき県条例第4条の規定により建築を制限されている区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

エ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域

（2） 除却等費 危険住宅の撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費その他移転に伴う経費をいう。

（3） 建物助成費 危険住宅に代わる住宅の建設（必要な土地の取得及び造成を含む。）又は購入（必要な土地の取得及び造成並びに建物の改修を含む。）をするために要する資金を住宅金融支援機構又は金融機関から借り入れた場合において、当該借入金に係る利子（年利8.5%を限度とする。）の支払に要する経費をいう。

（4） 移転事業 除却等費又は建物助成費を伴う事業をいう。

（補助対象額等）

第3条 市長は、移転者に対し補助金を予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付限度額は、次の表のとおりとする。

経費の配分	補助金の交付限度額
1 除却等費	危険住宅の除却に要する費用については1戸当たり「当該年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」により算出した除却工事費又は97万5,000円のいずれか低い額を限度とし、その他除却等に要する費用(動産移転費等)については1戸当たり97万5,000円を限度とする。

2 建物助成費	1戸当たり731万8,000円（建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8,000円）を限度とする。
---------	---

（補助金の交付申請）

第4条 移転者は、補助金の交付を受けようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第5条 市長は、補助金交付申請書その他必要な事項を審査し、適当と認められたときは、補助金の交付を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により補助金の交付を申請した移転者に通知するものとする。

2 補助金の交付を申請した移転者は、補助金交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

（着手届）

第6条 移転者は、移転事業に着手したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業着手届（様式第3号）を着手した日から7日以内に市長に提出しなければならない。

2 移転者は、四半期（第四半期を除く。）ごとに補助事業の遂行状況をがけ地近接等危険住宅移転事業遂行状況報告書（様式第4号）により各四半期経過後7日以内に市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第7条 移転者は、移転事業の内容を変更しようとするときは、次の各号の定める区分により当該各号に掲げる申請書を提出し、市長の承諾を受けなければならない。

（1） 移転事業の内容を変更しようとするとき がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書（様式第5号）

(2) 移転事業を廃止し、又は中止しようとするとき がけ地近接等危険住宅
移転事業廃止（中止）承認申請書（様式第6号）

2 移転者は、移転事業が予定期間内に終了しない場合又は移転事業の遂行が困難
となった場合は、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業完了遅延報告書（様式
第7号）により市長に報告して、その指示を受けなければならない。

（実地検査等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、移転者に対し必要な指示を行い、報
告を求め、又は職員をして当該移転事業に関する物件若しくは書類を実施に検査
させ、必要な指示をすることができる。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、次の各号に該当したときは、当該移転事業に係る補助金の交付の
決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経
過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

(1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、移転事業の全部又は一部を継
続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（移転者の責めに
帰すべき事情によるものを除く。）。

(2) 移転者が当該補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 移転者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したと
き。

(4) 移転者が当該移転事業に関し、法令、この告示又はこれに基づく処分若
しくは命令に違反したとき。

（実績報告）

第10条 移転者は、移転事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。
以下同じ。）は、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第8
号）を市長に提出しなければならない。

（遂行命令）

第11条 市長は、移転者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従
って事業を遂行していないと認めるときは、当該事業を遂行することを命じるこ
とができる。

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、第 10 条の規定による実績報告を受理したときは、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合と認めたときは、移転事業に要した費用と補助金の交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって交付すべき補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書（様式第 9 号）により移転者に通知するものとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 20 日告示第 3 号）

この告示は、平成 27 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 29 日告示第 146 号）

この告示は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 1 日告示第 98 号の 2）

この告示は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 29 日告示第 140 号）

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の様式については、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、従前の様式によることができる。

附 則（令和 4 年 1 月 24 日告示第 8 号）

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 1 月 24 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の様式については、令和4年3月31日までの間は、従前の様式によることができる。

附 則（令和5年3月24日告示第37号）

この告示は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和7年2月21日告示第27号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。